

繁華街等における安全安心の確保に関する指針

第1 通則

1 目的

この指針は、東京都安全安心まちづくり条例（平成15年東京都条例第114号）第22条の規定に基づき、昼夜を問わず安全安心な繁華街等を形成するために必要な方策を示すことにより、繁華街等における安全安心を確保することを目的とする。

2 基本的な考え方

- (1) 繁華街等における安全安心の確保は、行政・警察の基本的責務であるが、繁華街等において、店舗、駐車場その他の施設若しくは土地を所有し、若しくは管理する者又は事業を営む者（以下単に「事業者」という。）、地域住民及びボランティアが自主的な取組を推進することで、より安全安心な繁華街等を形成するとともに、街の活性化にも資する。
- (2) 繁華街等において店舗、駐車場その他の施設又は土地を所有しているが、繁華街等における地域の取組に直接関与していない者も、この指針の対象となる。
- (3) 来訪者もこの指針に基づいて、繁華街等の安全安心の確保に寄与するよう努めるものとする。
- (4) この指針に基づく対策は、防災対策、福祉のまちづくり、活性化対策等まちづくり全般を視野に入れて行うものとする。
- (5) この指針は、関係法令等を踏まえ、繁華街等における犯罪発生状況等、繁華街等の実情に応じて運用するものとする。
- (6) この指針は、社会状況の変化、技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- (7) この指針は、事業者、地域住民、ボランティア及び来訪者に対し、繁華街等の安全安心を自主的に確保するための具体的な手法等を示すものであり、何らかの義務を負わせ、又は規制を課すものではない。

第2 推進協議会

1 推進協議会の設置

繁華街等の安全安心を確保する対策を推進するため、事業者、地域住民、ボランティア、区市町村、管轄警察署その他関係行政機関等により構成される協議会（以下「推進協議会」という。）を設置するものとする。

なお、同趣旨の協議会等が既に存在する場合は、これを活用することができるものとする。

2 推進協議会の役割

- (1) 本指針に基づく対策の対象とする繁華街等の区域を定めるとともに、安全安心

な繁華街等の形成に向けた行動目標及び具体的な活動計画を策定の上、各種活動を推進するものとする。

(2) 活動計画には、繁華街等の地域特性に応じて、次のような事項を規定するものとする。

ア 自主防犯パトロールの実施及び必要な資器材の整備に関すること。

イ 安全安心な繁華街等の形成に資する研修会その他のイベントの企画及び開催に関すること。

ウ 犯罪の防止に配慮した環境整備に関すること。

エ ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーの遵守に係る啓発活動に関すること。

オ 放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に関すること。

カ 街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為の防止に係る啓発活動に関すること。

キ 外国人の不法就労防止に係る啓発活動に関すること。

ク 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為や客待ち行為等の自粛に係る啓発活動に関すること。

ケ みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に関すること。

コ 事件、事故発生時における対応マニュアルの作成及び訓練並びに必要な装置、器具に関すること。

第3 事業者、地域住民、ボランティア及び来訪者に求められる取組

1 事業者

次のような対策の実施に努めるものとする。

(1) 防犯カメラの設置等により店舗等における防犯性を高め、来店者の安全確保に配慮する。

(2) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得するとともに、従業員に対して防犯教育を実施する。

(3) 推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。

(4) 推進協議会が計画する犯罪の防止に配慮した環境整備に協力する。

(5) 外国人を雇用する場合は、旅券等により身分及び在留資格を確実に確認するなどし、不法就労を防止する。

(6) 人に不安感や嫌悪感を抱かせるような客引き行為、客待ち行為等を自粛する。

(7) 賃貸・売買契約、各種取引関係書類に暴力団、違法風俗営業等の排除条項を導

入する他、みかじめ料等の不払い運動、暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に積極的に参加、協力する。

- (8) 大学、専門学校等教育機関は、地域社会の一員として人材面等において参加、協力する。

2 地域住民

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得するとともに、一人ひとりが防犯意識の向上を図る。
- (2) 推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。
- (3) 推進協議会が計画する犯罪の防止に配慮した環境整備に協力する。
- (4) 暴力団追放キャンペーン等環境浄化に係る啓発活動に参加、協力する。

3 ボランティア

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 防犯に関する講話や教室への参加等を通じ、周辺の犯罪発生状況や最新の防犯対策に関する知識を習得する。
- (2) 独自の活動に加え、推進協議会が企画する自主防犯パトロール、ゴミ・タバコのポイ捨てや歩行喫煙の禁止等のルール及びマナーの遵守に係る啓発活動並びに放置自転車・自動二輪車や違法看板の撤去、路上清掃、落書き消去等の環境美化活動に積極的に参加、協力する。

4 来訪者

次のような対策の実施に努めるものとする。

- (1) 繁華街等の特性や実情を理解し、自らの安全確保に努める。
- (2) 推進協議会が行う事業について理解するとともに、繁華街等における良好な環境の創出のため、ゴミ・タバコのポイ捨て、歩行喫煙の禁止等のルールやマナーを遵守する。
- (3) 街頭や歩行者天国において大衆に多大な迷惑となるパフォーマンス等、街の秩序を乱す行為を慎む。

第4 犯罪の防止に配慮した環境整備

次のような構造・設備等を整備するよう努めるものとする。

- (1) 照度に周囲との極端な明暗が生じないよう街路灯等が整備されていること。
- (2) 防犯カメラ、警報ベル、ブザー等の防犯設備が設置されていること。

- (3) 空き地や空き店舗、建物の間など死角となる空間については、柵の設置、出入口の施錠等により、侵入防止措置が取られていること。
- (4) 防犯に関する情報発信や注意喚起等を行うことができる放送設備や電子掲示板等が整備されていること。
- (5) 歩行者天国が行われる道路については、自動車の侵入防止策が講じられていること。

附 則（平成27年8月21日27青総安第192号一部改正）
この指針は、平成27年9月1日から施行する。